

社会教育ベーシック講座 第1回

社会教育法について学ぶ ～社会教育法第23条をあらためて考える～

- 1 趣旨 社会教育行政の基本的かつ包括的な法律である社会教育法について、社会教育法第23条の解釈に関する講義や意見交流を通じて、その理解を深めるとともに、日頃の社会教育活動の取組についての交流とネットワークの形成を図る。
- 2 主催 北海道立生涯学習推進センター
- 3 協力 公益社団法人全国公民館連合会 北海道公民館協会
- 4 期日 事前講義（オンデマンド配信） 令和5年（2023年）6月7日（水曜日）配信開始予定  
講義・意見交流 令和5年（2023年）6月14日（水曜日）
- 5 会場 動画配信サイトYouTube及びWeb会議システムZoomによる配信
- 6 対象 社会教育行政関係職員、公民館または公民館類似施設に勤務する職員、社会教育委員、地域コーディネーター、教職員 等
- 7 定員 14日（水）の講義・意見交流のみ30名（申込人数を超えた場合は抽選とします）  
※ 事前講義のオンデマンド配信は申込者全員が視聴できます。

8 日程・内容

		13:30	14:00	15:00	16:00	16:10
事前 オンデマンド 配信 6/7（水）～	講義 社会教育法解説 ～社会教育法第23条の解釈について～	6/14 （水）	入室	講義 社会教育法第23条を あらためて考える	意見交流 ～困ったときの公民館 Q&A～	閉会

●事前講義（オンデマンド配信）

講師：文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

国及び地方公共団体が、その任務として行う社会教育の奨励の内容と仕方を、具体的に明らかにすることを目的としている「社会教育法」について、特に「社会教育法第23条」の解釈を中心に文科省担当者が解説します。

●講義

講師：公益社団法人全国公民館連合会 村上 英己 氏

社会教育法第23条には「公民館の運営方針」が書かれていますが、この条文をよりどころに、全国の公民館では、実際にどのような公民館運営が行われているのでしょうか。ここでは、全国の事例を交えながら、今後の公民館運営について解説します。

●意見交流

進行：北海道立生涯学習推進センター 社会教育主事

回答者：文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

公益社団法人全国公民館連合会 村上 英己 氏、慶野 誠 氏

参加者を3～4つのグループに分け、「公民館の利用で、こんな困ったことがあった」「公民館で、こんなことは実施可能だろうか？」など、日常の業務、特に公民館の運営で経験したことや感じている疑問などについて、意見交流を行います。各グループには回答者が加わり、参加者からの質問や疑問にお答えします。

※意見交流は定員を30名とします。

## 9 参加方法

動画配信サイト YouTube 及び Web 会議システム Zoom を使用して配信します。参加には、インターネットに接続できる環境、機器（パソコン、タブレット端末、スマートフォン等）が必要となります。接続に要する回線使用料は参加者の負担になりますから、使用される回線の契約内容等を事前に御確認ください。

## 10 申込方法

右の QR コードから必要事項を記入の上、送信してください。  
申し込み締切後、参加申込者には配信用の URL 及び Zoom のミーティング ID とパスコードをお知らせします。



**【申し込み締切：6月5日（月曜日）17:00必着】**

申し込み締切：6月5日（月曜日）17:00 必着

※ QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

## 11 注意事項・その他

本セミナーで収集した個人情報は「個人情報の保護に関する法律」に基づき適切に取り扱うとともに、目的以外には使用しません。ただし、本セミナー内で撮影した写真、動画、協議内容等は、本セミナーの記録として、当センターホームページで使用する場合がありますので、予め御了承ください。

当講座は、7月頃に地学協働について、11月頃に事業企画立案についての研修を予定しております。なお、予定が一部変更になる可能性がありますので、予め御了承ください。

申し込み・お問合せ先

**北海道立生涯学習推進センター**（担当 齊藤、廣川、萱津）

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 道民活動センタービル「かでる2・7」8階

TEL：011-204-5782 FAX：011-261-7431

WEB：<https://manabi.pref.hokkaido.jp/> E-mail：[shougai.12@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:shougai.12@pref.hokkaido.lg.jp)



令和5年（2023年度）社会教育ベーシック講座 第1回

# 社会教育法について学ぶ

～社会教育法第23条をあらためて考える～



実際、公民館ではどんなことが実施可能なの？  
こんなことで困ったことがあるんだよなあ・・・  
日頃感じている疑問やお悩みを解決させましょう！

## ●事前講義（オンデマンド配信）令和5年6月7日（水）配信予定

講師：文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

## ●講義・意見交流（Web会議システム Zoom）令和5年6月14日（水）

講師：公益社団法人全国公民館連合会 村上 英己 氏

回答者：文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

公益社団法人全国公民館連合会 村上 英己 氏、慶野 誠 氏

### 【申込方法】

QRコードから必要事項を記入の上送信してください。  
締切後に配信用のURL及びzoomのミーティングIDと  
パスコードを受講者にお知らせします。



6月5日（月）17:00 締切

お問い合わせ先

**北海道立生涯学習推進センター**（担当 齊藤、廣川、萱津）

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 道民活動センタービル「かでる2・7」8階

TEL：011-204-5782 FAX：011-261-7431

WEB：<https://manabi.pref.hokkaido.jp/>

E-mail：[shougai.12@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:shougai.12@pref.hokkaido.lg.jp)

